〇総務省告示第

号

無 線 設 備 規 則 昭 和二十 五. 年 電 波 監 理 委 員 会 規 則 第 十 八 号) 別 表 第一 号 注 三 + 兀 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ き、

める件)の一部を次のように改正する。

平

成二

十三

年

総

務

省

告

示

第

五.

百

七

号

構

内

無

線

局

等

 \mathcal{O}

無

線

設

備

に

指

定

する

周

波

数

 \mathcal{O}

指

定

周

波

数

帯

を

定

令

和

年

月

日

総務大臣 高市 早苗

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 撂 げ る 規 定 \mathcal{O} 下 線 を 付 L 又 は 破 線 で 囲 λ だ 部 分 をこ れ に 順 次 対 応 す る 改

分 に一 重 下 線 を 付 L た 規 定 は $\sum_{}$ れ を 加 え る。

正

後

欄

に

掲

げ

る

規

定

 \mathcal{O}

下

線

を

付

L

又

は

破

線

で

开

んだ

部

分

 \mathcal{O}

ょ

う

に

改

め、

改

正

後

欄

に

撂

げ

る

そ

 \mathcal{O}

標

記

部

[1略]		[1 同左]	
特定小電力無線局		2 特定小電力無線局	
周波数	指定周波数带	周波数	指定周波数带
[略]		[同左]	
60. 5GHz	60.0GHzから61.0GHzまで (注1)	5GHz	60.0GHzから61.0GHzまで
	57.0GHzから64.0GHzまで (注2)		
61. 5GHz	57.0GHzから66.0GHzまで(注2)	76. 5GHz	76.0GHzから77.0GHzまで
76. 5GHz	76. 0GHzから77. 0GHzまで		
[略]		[同左]	
注1 設備規則第四十九条の十四第十四	設備規則第四十九条の十四第十四号に規定する特定小電力無線局に限る。	[新設]	
2 設備規則第四十九条の十四第十四	設備規則第四十九条の十四第十四号に規定する特定小電力無線局を除く。	[新設]	
[3~6 略]		[3~6 同左]	